

八丈町農業委員会

# 第6回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和7年9月24日(水)

八丈町役場大会議室

1.開催日時：令和7年9月24日(水) 9:00~11:00

2.場 所：八丈町役場大会議室

3.農業委員出席：14名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	冲山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4.農業委員欠席：0名

5.農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	菊池 家司	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6.農地利用最適化推進委員欠席：0名

7.会議録署名委員の指名：1番 浅沼 博之委員、2番 加藤 純生委員

## 8.議事

### 会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく  
農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について（利用権設定）  
議案第3号 非農地証明願出書の承認について  
議案第4号 東京都指導農業士認定の推薦の決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 大澤 知史、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、奥山 万羅  
事務局 小宮山 優、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷  
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐  
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成  
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古  
島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 松屋 美穂

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第6回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、1番浅沼 博之さん・2番加藤 純生さんお願いします。  
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告になります。事務局お願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農地法3条の規定による許可申請についてを上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和7年9月24日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛  
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内  
面積 838㎡、権利種別 3条有償移転  
譲渡人(ゆずりわたしにん) ●●●●

申請事由は、裁判の判決に基づく所有権移転となり、共有持分であった農地を単独所有化する  
もので、判決文については、事務局の方で確認済みとなります。農地法施行規則第10条の2に  
基づき譲受人からの申請となります。

譲受人(ゆずりうけにん) ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 ストレチア

続いて場所の説明に移ります。資料 2 ページをご覧ください。

番号 1 農地は、町立大賀郷中学校正門より都道神湊八重根港線を八重根港方面へ約 340m 進み右折、約 100m 進み左折、約 80m 進み左折、約 40m 進み左折、約 50m 進み右折、そこから道なりに約 40m 進んだ左側の場所になります。

3 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に許可要件について説明します。

番号 1 農地の●●●●さんについては、過去に旦那様と一緒に農業をされていたこともあるとのこと。また、相続で、現在共有名義となっている 4 名のうち、島内に在住しているのは●●●●さんのみとなります。農地については、現在、所有権の問題もあり手を付けていない状態でしたが、所有権移転後は、手入れを行い、ストレッチアを栽培していく予定とのこと。全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていききたいとのことですので問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認していますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有していないため問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号 1 農地について、大賀郷地域より推進委員 5 番 菊池 有梨沙さんお願いします。

推委 5 番 農業委員、事務局と一緒に現地を確認しました。事務局からの説明の中にもありましたが、現状農地は手が付けられていない状態ではあるが、草刈りなど行えば問題なく利用できると思います。島内に住む方に所有権をまとめるという事で大変良い事だと思いますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 続いて、番号 1 農地について、農業委員 2 番 加藤 純生さんお願いします。

農委 2 番 現地確認してきました。事務局・有梨沙委員の説明のとおりであります。島内在住者が利用するという事で大変良いと思います。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

農委 10 番 はい、議長 本件は裁判関係があり、まとめるという話ですが、内容について事務局は確認したとなっているが、私たち委員が内容不明のまま賛成とか反対など決めるのに若干の抵抗があるが、会議に出せる範囲の物で結構ですので、別途資料を出すことは出来るか？

事務局 個人情報保護の観点より、判決文などがあり中々出しづらい状況と判断した。

事務局 一度、東京都農業会議にも確認はするが、限界はあると思います。仮に文書としてはお出しできなくても、終わった後や始まる前に閲覧することは出来るようにします。

農委 10 番 原文丸々は難しくても黒塗りする等して出せたら、良いです。

農委 12 番 裁判が終わり判決がでた物に対し、我々がどうこう言っても仕方ないのでは？

農委 10 番 紙 1 枚にこういった内容です。という物でも判断材料となる物が欲しいと思っている。

事務局 先ほども申しましたが、一度確認はいたします。

農委 13 番 裁判関係の物に対し、そこまで言う必要性はあるのか？

議長 内容について、理解したいという事なので、事務局が確認します。

議長 本件について、他に質問はありませんか？

《質疑なし》

本件についてご異議ございませんか？

《異議なしの声多数》

異議なしと認め、本件については許可といたします。

議長 続いて、議案第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の意見の聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律 19 条第 1 項の規定により、

下記農用地利用集積等促進計画の提出について意見を求める。

令和 7 年 9 月 24 日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号 1 ①農地の所在 大字●●●●番、登記 田・現況 畑

農振区分 農用内、面積 1311 m<sup>2</sup>

②農地の所在 大字●●●●番、登記 田・現況 畑

農振区分 農用内、面積 1068 m<sup>2</sup> 2 筆合計 2379 m<sup>2</sup>、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 アシタバ、期間 10 年間、賃借料は無償となります。

続いて、場所の説明にうつります。

資料 2 ページをご覧ください。

番号 1 農地は、樫立駐在所より都道八丈循環線を樫立児童公園方面へ約 100m 進み右折、約 540 m 進み右折、そこから道なりに約 20m 進んだ右側が①農地、更に 20m ほど進んだ右側が②農地になります。3 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号 1 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、7 認定農業者であり、農地については更新となるため、現在も明日葉が植えられてお

り、引き続き栽培を行っていくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても管理する農地が全て島内ですので、問題ありません。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。利害関係者である、伊勢崎 武二さん退席を願います。担当地区の推進委員、農業委員から意見をいただきます。番号1農地について樫立地区より推進委員2番 磯崎 光弘さんお願いします。

推委2 事務局と農業委員と現地を確認してきました。農地自体は継続という形なので、管理はされております。明日葉、さつま芋などが植えてあり、利用目的も野菜という事なので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 続けて、農業委員3番 磯崎 正さんお願いします。

農委3 事務局と推進委員と農地を確認してきました。更新という事で、問題ないと思います。ご審議のほど、お願いいたします。

議長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか？

農委7 はい、議長 利益相反の行為で退席ならば、議案が始まる前に退席してもらうのが、妥当ではないのか？細かい部分で申し訳ないけど、今後の後学のためにも教えていただけたらと思います。

事務局 東京都農業会議にも確認をした上で、回答させてください。

議長 他に質疑ありませんか？  
《質疑なし》  
本件について、ご異議ございませんか？  
《異議なしの声多数》  
異議なしと認め、本件については許可といたします。  
退席者の入室を許可します。

議長 続いて、第3号議案 非農地証明願出書の承認についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号 非農地証明願出書の承認について 下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。  
令和7年9月24日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 宅地、農振区分 農振内  
面積 28㎡ 内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は20年以上前から建物が建設されている状況である。転用許可申請をしないまま現状に至ってしまっているため、地目変更手続きに至れるよう、今回非農地証明を願出することとした。

本案件については、航空写真により、平成13年時点ですでに建物が建っているのを確認済みです。非農地取扱区分は宅地化20年超によるものであります。

続いて、場所の説明に移ります。資料2ページをご覧ください。

番号1農地は西見信号交差点より都道八丈循環線を永郷方面へ約600m進んだ左側の場所になります。3ページ目に農地図がございますので周辺環境等をご確認ください。

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。

番号1農地については、申請地に隣接する建物と付帯する車庫が建設されており、規模を踏まえても、今後農地としての利用は困難な状況であるため、非農地としても問題はないと思われまます。それでは、ご意見をよろしく願ひいたします。

議長 担当地区の推進委員、農業委員から意見をいただきます。

大賀郷地区より推進委員5番 菊池 有梨沙さんお願いします。

推委5 現地には車庫がたっており、面積も28㎡と小さい為、今後も農地としての利用は難しいと思ひますので、致し方ないと思ひます。

議長 続いて、農業委員2番 加藤 純生さんお願いします。

農委2 推進委員の説明のとおり、非常に狭い農地ですので、問題ないと思ひます。

議長 説明が終わりました。質疑にうつりたいと思ひます。質疑ございますか？

《質疑なし》

本件について、ご異議ございませんね？

《異議なしの声多数》

異議ないものと認め、本件については承認といたします。

議長 続いて議案第4号 東京都指導農業士の推薦の決定についてを上程いたします。

事務局より説明願ひます。

事務局 八丈町では現在23名の指導農業士の方たちが活躍しております。

指導農業士の役割として、島外の方で八丈の農業に興味を持った方への農業体験等の受け入れや研修センターでの技術指導等があります。

本年も東京都より指導農業士募集の案内があり、今回の総会にて委員のみなさまより推薦の承認を受けましたら、今後東京都農林水産部へ申請書類を提出し、手続きを進めていきたいと思っております。

なお、本日机にお配りしてあります様式2号の1身上調書、様式2号の2経営調書に関しましては、農業収入等の個人情報が含まれている為、総会終了後に事務局の方で回収いたしますので、持ち帰らずそのまま机に置いていただきますようお願いいたします。

身上調書、経営調書をまとめたものが、議案第4号資料になり、こちらをもとに説明させていただきます。それでは、議案第4号資料をご覧ください。

議案第4号 東京都指導農業士認定の推薦の決定について

東京都指導農業士認定要綱に基づき

東京都指導農業士認定の推薦の決定について意見を求める。

令和7年9月24日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

推薦者番号1 ●●●● 農業従事年数 18年間 認定農業者となります。

主要品目と耕作面積 観葉鉢物 430a ルスカス 10a

続いて、認定要件の確認をします。

認定要件1番の都内で農業に従事していること、3番の認定農業者、またはそれと同等と認められる農業者であること、5番の体験研修、技術研修の受入が可能であることに関しては事務局の方で確認がとれておりますので問題ありません。

許可要件2番の農業技術、経営管理能力に優れた経営者であること、又は経営に積極的に参画し、責任を分担していると認められることに関しては、主要作目の栽培に長年従事していることや今後の作目の経営計画から判断すると、農業技術、経営管理能力に優れた経営者であると思われる。

許可要件4番の東京農業の担い手の育成に理解と情熱があり、積極的な指導ができることに関しては、許可要件5番の体験研修、技術研修の受入が可能であることとも関係するのですが、島外からの就農希望者に対する受入意識は高く、自分の栽培する作目の就農希望者がいれば研修を快く受け入れてくれるとのことですので、許可要件4番についても問題ないと思われま

す。許可要件6番の女性農業者や青年農業者が活躍できる環境整備を自ら実践していることについては、許可要件の4番でも説明したとおり、若い農業者の方に自分の栽培する主要作目の技術指導を行って、次の世代にも広めていきたいという思いがあり、青年農業者が活躍できる環境も整備されていると思っておりますので、許可要件6番についても、問題ないと思われま

す。最後に許可要件7番、農業所得がおおむね300万円以上であり、効率的かつ安定的な農業経営が行われていること。ですが、様式第2の2の農業経営調書の一番下の農業所得部分をみていただければわかるかと思いますが、条件を満たしており、今後も安定した農業経営が行われると認められるので、問題ないと思っております。

以上、事務局としましては、許可要件については問題ないと思われま

すが、最終的な判断は委員の皆様にご決定いただき、推薦の可否を決定していただければと思っております。なお、今回の総会において推薦の承認をいただきましたら、この後は普及センター担当者、八丈支庁担当者と申請手続きを行い、最終的に東京都農林水産部の認定審査会を通したのち、認定証が交付される流れとなっております。それでは、みなさまのご意見をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。利害関係者である、菊池 有梨沙さんの退席を求めます。  
質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか？

〈質疑なし〉

本件についてご異議ございませんか？

〈異議なしの声多数〉

本件について、決定いたします。

菊池 有利沙さんの入室を認めます。